

# 指定地域(案)

静岡県開発審査会審議規程第2条第1項の規定により審査会が別に定める付議基準 付議基準2  
「大規模流通業務施設」に規定する指定地域は次の要件を全て満たすものとする。

- 1 次のいずれかに該当する土地であること。
  - (1) 高速自動車国道のインターチェンジ（スマートインターチェンジを含む、以下同じ。）からおおむね1キロメートルの距離にある区域内であること。
  - (2) 高速自動車国道のインターチェンジから5キロメートルの距離にある区域内で、県道又は磐田市都市計画マスタープランにおいて産業軸に位置付けた道路から直接乗り入れができること。ただし、当該道路の未整備区間にあつては、現道の幅員が6.5メートル以上あり、道路整備計画において支障がない場合、これに該当するものとする。
- 2 インターチェンジに至るまでの主要な道路の幅員が6.5メートル以上（市街化調整区域の既存集落内及び用途地域（工業専用地域を除く。）内を通過する道路の区間については歩車道が分離されていること。）であること。
- 3 関係する他法令において、開発・造成等の行為に係る許可等が見込まれる土地であること。